

2026 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 Veritas In Silico
 代表者名 代表取締役社長 中村 慎吾
 (コード番号：130A 東証グロース市場)
 問合せ先 執行役員 経営企画部長
 郷田 恒雄
 Email: ir@veritasinsilico.com

第三者割当による第 5 回（行使価額修正条項付）及び第 6 回から第 9 回 新株予約権（ターゲット・イシュー・修正選択権付）の発行ならびに、 新株予約権の買取契約締結のお知らせ

2026 年 10 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited（香港 SFC 登録番号：BMW115, 以下“LCAM”と表記）が一任勘定の下で運用している、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下“LCAO”と表記）、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）である LMA SPC の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）である MAP246 Segregated Portfolio（以下“MAP246”と表記）並びに、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）である BEMAP Master Fund Ltd.（以下“BEMAP”と表記；LCAO、MAP246 並びに BEMAP を個別に又は総称して以下“割当予定先”と表記）を割当予定先とする第三者割当の方法による第 5 回から第 9 回新株予約権（以下“本件新株予約権”と表記）の発行及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当予定先との間で新株予約権買取契約（以下“本買取契約”と表記）を締結することを決議いたしましたので、以下その概要をお知らせします。

1. 募集の概要

<第 5 回新株予約権>

1. 割当日	2026 年 10 月 29 日
2. 発行新株予約権数	30,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
3. 発行価額	総額 2,550,000 円（新株予約権 1 個当たり 85 円）
4. 当該発行による 潜在株式数	普通株式 3,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 213 円
5. 調達資金の額	1,280,550,000 円（注） （内訳） ・新株予約権発行時の払込額 : 2,550,000 円

	・新株予約権の行使による払込額：1,278,000,000 円
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、426 円とします。 2026 年 10 月 30 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下“修正日”と表記）の属する週の前週の最終取引日（以下“修正基準日”と表記）の株式会社東京証券取引所（以下“東京証券取引所”と表記）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた金額（以下“修正基準日価額”と表記）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下“修正後行使価額”と表記）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に本新株予約権の発行要項第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 213 円(本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
7. 募集又は割当て方法 (割当予定先)	割当予定先との協議の結果、第三者割当の方法により、以下の通り割り当てます。 ・ LCAO 22,200 個 ・ MAP246 2,400 個 ・ BEMAP 5,400 個
8. 権利行使期間	2026 年 10 月 30 日（当日を含む）から 2029 年 10 月 29 日（当日を含む）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は 1 か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の 1 か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下“本新株予約権引受契約”と表記）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が規定される予定です。

（注）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

＜第6回新株予約権＞

1. 割当日	2026年10月29日
2. 発行新株予約権数	2,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
3. 発行価額	総額104,000円（新株予約権1個当たり52円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式200,000株（新株予約権1個につき100株）
5. 調達資金の額	120,104,000円（注1） （内訳） ・新株予約権発行時の払込額：104,000円 ・新薬予約権の行使による払込額：120,000,000円
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額は600円（注2）
7. 募集又は割当て方法（割当予定先）	割当予定先との協議の結果、第三者割当の方法により、以下の通り割り当てます。 ・LCAO 1,480個 ・MAP246 160個 ・BEMAP 360個
8. 権利行使期間	2026年10月30日（当日を含む）から2029年10月29日（当日を含む）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下“本新株予約権引受契約”と表記）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が、また、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により権利行使価額の修正条件（割当予定先と協議の上、本新株予約権の行使蓋然性を確保するため、各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正（各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正（ただし下限行使価額は下回らない））を付加することも可能である旨が規定される予定です。

- （注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。
2. 第6回新株予約権の行使価額は、当社が株価を意識した経営に取り組むなかで、中長期的な目標とする株価水準を示すものとして設定しております。発行時点において行使価額の修正条件は設定されませんが、市場価格との著しい乖離を回避し、より現実的かつ

実効性のある資金調達を可能とするため、当社が必要と判断するときには、当社取締役会の決議により、行使価額を修正することも可能とする旨が規定される予定です。

＜第7回新株予約権＞

1. 割当日	2026年10月29日
2. 発行新株予約権数	2,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
3. 発行価額	総額78,000円（新株予約権1個当たり39円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式200,000株（新株予約権1個につき100株）
5. 調達資金の額	160,078,000円（注1） （内訳） ・新株予約権発行時の払込額：78,000円 ・新薬予約権の行使による払込額：160,000,000円
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額は800円（注2）
7. 募集又は割当て方法（割当予定先）	割当予定先との協議の結果、第三者割当の方法により、以下の通り割り当てます。 ・LCAO 1,480個 ・MAP246 160個 ・BEMAP 360個
8. 権利行使期間	2026年10月30日（当日を含む）から2029年10月29日（当日を含む）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下“本新株予約権引受契約”と表記）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が、また、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により権利行使価額の修正条件（割当予定先と協議の上、本新株予約権の行使蓋然性を確保するため、各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正（ただし下限行使価額は下回らない））を付加することも可能である旨が規定される予定です。

- （注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。
2. 第7回新株予約権の行使価額は、当社が株価を意識した経営に取り組むなかで、中長期的な目標とする株価水準を示すものとして設定しております。発行時点において行使価

額の修正条件は設定されませんが、市場価格との著しい乖離を回避し、より現実的かつ実効性のある資金調達を可能とするため、当社が必要と判断するときには、当社取締役会の決議により、行使価額を修正することも可能とする旨が規定される予定です。

<第8回新株予約権>

1. 割当日	2026年10月29日
2. 発行新株予約権数	1,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
3. 発行価額	総額35,000円（新株予約権1個当たり35円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式100,000株（新株予約権1個につき100株）
5. 調達資金の額	100,035,000円（注1） （内訳） ・新株予約権発行時の払込額：35,000円 ・新株予約権の行使による払込額：100,000,000円
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額は1,000円（注2）
7. 募集又は割当て方法（割当予定先）	割当予定先との協議の結果、第三者割当の方法により、以下の通り割り当てます。 ・LCAO 740個 ・MAP246 80個 ・BEMAP 180個
8. 権利行使期間	2026年10月30日（当日を含む）から2029年10月29日（当日を含む）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下“本新株予約権引受契約”と表記）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が、また、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により権利行使価額の修正条件（割当予定先と協議の上、本新株予約権の行使蓋然性を確保するため、各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正（ただし下限行使価額は下回らない））を付加することも可能である旨が規定される予定です。

（注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

2. 第8回新株予約権の行使価額は、当社が株価を意識した経営に取り組むなかで、中長期的な目標とする株価水準を示すものとして、当社の株式が2024年2月に東京証券取引所グロース市場へ上場した際の公募売価格をもとに設定しております。発行時点において行使価額の修正条件は設定されませんが、市場価格との著しい乖離を回避し、より現実的かつ実効性のある資金調達を可能とするため、当社が必要と判断するときには、当社取締役会の決議により、行使価額を修正することも可能とする旨が規定される予定です。

<第9回新株予約権>

1. 割当日	2026年10月29日
2. 発行新株予約権数	1,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
3. 発行価額	総額34,000円（新株予約権1個当たり34円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式100,000株（新株予約権1個につき100株）
5. 調達資金の額	125,034,000円（注1） （内訳） ・新株予約権発行時の払込額：34,000円 ・新株予約権の行使による払込額：125,000,000円
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額は1,250円（注2）
7. 募集又は割当て方法（割当予定先）	割当予定先との協議の結果、第三者割当の方法により、以下の通り割り当てます。 ・LCAO 740個 ・MAP246 80個 ・BEMAP 180個
8. 権利行使期間	2026年10月30日（当日を含む）から2029年10月29日（当日を含む）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下“本新株予約権引受契約”と表記）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が、また、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により権利行使価額の修正条件（割当予定先と協議の上、本新株予約権の行使蓋然性を確保するため、各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正(ただし下限行使価額は下回らない)）を付加することも可能である旨が規定される予定です。

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。
2. 第9回新株予約権の行使価額は、当社が株価を意識した経営に取り組むなかで、中長期的な目標とする株価水準を示すものとして、2021年12月24日付で実施した有償第三者割当増資の株価をもとに設定しております。発行時点において行使価額の修正条件は設定されませんが、市場価格との著しい乖離を回避し、より現実的かつ実効性のある資金調達を可能とするため、当社が必要と判断するときには、当社取締役会の決議により、行使価額を修正することも可能とする旨が規定される予定です。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

● 当社の事業概要

当社は「どんな疾患の患者さまも治療法がないと諦めたり、最適な治療が受けられないと嘆いたりすることのない、そんな希望に満ちたあたたかい社会」を実現し発展させるため、AI創薬によってメッセンジャーRNA（mRNA^{*1}）を標的とする各種医薬品の創出に取り組んでいます。具体的には、インシリコ^{*2}RNA構造解析技術をはじめとした複数のルールベースAIと創薬技術（biology）を統合した、当社独自開発のaibVISプラットフォーム^{*3}を活用したmRNA標的創薬を主事業としており、製薬会社との共同創薬研究等を通じて、mRNA標的低分子医薬品の創出に取り組むとともに自社による核酸医薬創薬にも取り組んでいます。

mRNAを標的とする低分子創薬は、医薬品市場において最大のセグメントを形成する低分子医薬品をもって、従来のタンパク質を標的とする創薬技術では狙うことが難しかった様々な疾患にも対応可能な新しい創薬アプローチで、アンメット・メディカル・ニーズ（有効な治療薬や治療法がなく未だ満たされない医療ニーズ）の充足に貢献することが期待されます。当社は、mRNA標的低分子創薬により、より多くの医薬品を患者さまにお届けするため、当社独自のaibVISプラットフォームを活用し、複数の製薬会社と共同でmRNA標的低分子医薬品の創薬研究を進める「プラットフォーム型」のビジネスを展開しております。

加えて当社は、自社でパイプラインを保有する「パイプライン型」のビジネスを展開しており、核酸医薬品の自社創薬研究に取り組んでいます。核酸医薬品は、医薬品市場において最も成長率が高いセグメントと見なされており、またaibVISプラットフォームの応用により迅速な創出が可能であることから、主に希少疾患のアンメット・メディカル・ニーズの充足につながることが期待されます。

その他、将来の事業の多角化のため、インシリコRNA構造解析技術を応用した農薬事業への取り組みや、オンリーワンとなる核酸医薬品の創出の際に核酸医薬品の根本的な課題克服を目指したドラッグデリバリーシステムの事業化にも取り組んでいます。

(用語解説)

^{*1}mRNA（メッセンジャーRNA）：遺伝情報であるDNA^{*3}配列を写しとって、タンパク質合成のために情報を伝達するRNA。mRNAは、細胞内でタンパク質が合成される際の設計図であり、各タンパク質に対応してそれぞれ個別のmRNAが存在します。

^{*2}インシリコ：インシリコ（in silico）は、生物学でいうin vivo（生体内）やin vitro（試験管内）とのアナロジーであり、「コンピュータを用いて」を意味します。コンピュータを使った計算により、ゲノムをはじめとした生体分子の構造などを数値化し、生理的な条件を踏まえて研究することを指します。

^{*3}aibVISプラットフォーム：mRNA標的創薬に必要となる全てのデジタル技術及び創薬技術を統合させたVIS独自の創薬プラットフォーム。これまでの創薬プラットフォームibVIS[®]に実装されていた複数の機能特化型AI（人工知能）それぞれの発展・機能強化を図りバージョンアップを行いました。aibVISでは、AIやスーパーコンピュータ「富岳」などを駆使した構造解析を行っております。

^{*4}DNA：核酸（塩基と糖、リン酸からなるヌクレオチドが多数重合した生体高分子）のうち、糖の部分がデオキシリボースからなる物質であり、デオキシリボ核酸とも呼ばれます。地球上のほぼ全ての生物において遺伝情報の継承を担う生体高分子です。

● 創薬プロジェクトの進捗状況

① mRNA 標的低分子創薬プロジェクト（共同創薬研究）

当社の mRNA 標的低分子創薬のプラットフォーム型ビジネスにおいては、共同創薬研究のパートナー数を増やすとともに、パートナーたる製薬会社との共同創薬プロジェクトを通じて ibVIS[®]プラットフォームの技術力向上を図りつつ、パートナー 3 社（東レ株式会社、塩野義製薬株式会社、ラクオリア創薬株式会社）とのプロジェクトが進行中です。

3 社とのプロジェクトで最も進捗しているものは、現在「ヒット to リード^{*5}」の後半「リード化合物創出^{*6}」段階を実施中です

（用語解説）

^{*5} ヒット to リード：創薬研究の初期段階において、多数の化合物群（一般的に、数万種類以上の化合物からなるライブラリー）から、特定の条件を満たす化合物を選択するスクリーニングで見つかった粗い活性物質（ヒット化合物）を、医薬品としての展開が期待できる段階の化合物（リード化合物）へと最適化・格上げしていくプロセス・研究段階のことです。

^{*6} リード化合物創出：リード化合物は、ヒット化合物の次の段階の化合物であり、ヒット化合物を基礎に化学合成により手が加えられ、その活性が動物などで確認される等、ヒット化合物より良好な特性を示す化合物のことです。さらに、活性、溶解度などの物性、毒性、飲み薬にした場合に化合物が吸収されるかなど（薬物動態）の点を化学合成によりさらに改善していく過程が「リード化合物創出」です。

② mRNA 標的低分子創薬プロジェクト（自社研究）

当社の mRNA 標的低分子創薬のプロジェクトは、医療ニーズの高いがん領域が中心であり、当社のビジネスモデルをハイブリッド型に移行していくにあたり、これらのプロジェクトが自社パイプラインの有力な候補になると考えておりますが、現時点においては、一部のプロジェクトについて、事業開発や創薬プラットフォームの技術開発を目的とした社内研究を実施するにとどめており、2026 年 9 月末時点で、現在具体的に自社パイプライン候補として進捗しているプロジェクトはありません。

③ mRNA 標的核酸創薬プロジェクト（自社研究）

当社では、希少疾患を対象とするものを中心に、自社パイプラインとして ASO の創薬プロジェクトを複数進めております。

それらのうち、三菱ガス化学株式会社との核酸医薬品（アンチセンス核酸：ASO^{*7}）に関する共同研究を通じて、lncRNA^{*8} H19 が関与するがんを対象疾患として、lncRNA を標的とする医薬品候補物質を取得し、2026 年 8 月 3 日付適時開示『lncRNA 標的核酸医薬品に関する特許共同出願のお知らせ』でお知らせの通り、同年 7 月に特許申請を行うとともに、動物実験の実施に向けた準備を進める状況にあります。さらには 2026 年 1 月 19 日付適時開示『東京慈恵会医科大学と Veritas In Silico、筋萎縮性側索硬化症（ALS）の治療に向けた新たな核酸医薬品に関する特許公開のお知らせ』でお知らせの通り、東京慈恵会医科大学との共同研究により創出された筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの神経変性疾患を対象疾患とした ASO、急性腎不全を対象疾患とした遺伝子 p53 に対する ASO の核酸医薬品のプロジェクトにおいて、それぞれ医薬品候補物質の物質特許を出願しております。

(用語解説)

*⁷ASO : Antisense Oligonucleotide の略 / アンチセンスオリゴヌクレオチド

核酸医薬品の一種で、標的とする mRNA と結合して、タンパク質の生成を阻害したり、mRNA の分解を促進する働きを持つ物質です。

*⁸lncRNA : long non-coding RNA の略。タンパク質を作る情報を持たない RNA のうち、比較的長い塩基数を持つもので、細胞の中で遺伝子の働きを調節したり、細胞の増殖や分化、がん化に関わったりすることが知られています。近年、特定の lncRNA が疾患の発症や進行に関与することが明らかになり、創薬標的としても注目されています。

● 最近事業年度の経営成績、財務状況等

(経営成績について)

最近事業年度（2025 年度：2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日）における事業収益等の経営指標は、共同創薬研究契約に基づき定期的に受け取る研究支援金や、スポット的に発生するマイルストーン収入等により事業収益は 91,140 千円(前事業年度比 53.2%減)を計上しました。事業費用には研究開発費 215,616 千円を含む 487,888 千円を計上し、営業損失は 396,748 千円(前事業年度は 212,851 千円の営業損失)となりました。営業外損益においては、定期預金等による受取利息 5,729 千円など営業外収益 6,120 千円が発生し、経常損失は 390,628 千円(前事業年度は 233,562 千円の経常損失)、特別損失においては、減損損失 31,318 千円を特別損失に計上し、当期純損失は 425,671 千円(前事業年度は 236,442 千円の当期純損失)となりました。

当事業年度中間会計期間（2026 年 1 月 1 日～2026 年 6 月 30 日）における事業収益等の経営指標は、共同創薬研究契約に基づき定期的に受け取る研究支援金等により事業収益は 36,700 千円(前年同期比 15.5%減)を計上しました。事業費用には研究開発費 132,404 千円を含む 283,087 千円が発生し、営業損失は 246,387 千円(前年同期は 186,259 千円の営業損失)となりました。営業外損益においては、定期預金等による受取利息 2,213 千円など営業外収益 3,138 千円が発生し、経常損失は 243,248 千円(前年同期は 182,854 千円の経常損失)となりました。特別損益においては、当年度に使用開始した建物附属設備や工具器具備品について減損処理を行ったことによる特別損失 141,677 千円が発生し、中間純損失は 386,617 千円(前年同期は 184,448 千円の中間純損失)となりました。

(財務状況について)

最近事業年度期末日（2025 年 12 月 31 日）の総資産は、前事業年度末に比べて 364,045 千円（16.2%）減少し、1,884,912 千円となりました。

流動資産は主に現金及び預金の減少 348,145 千円により 366,701 千円（16.4%）減少し、1,865,371 千円となりました。固定資産は、減損損失の計上及び減価償却による有形固定資産の減少 14,115 千円があったものの、差入保証金の増加 17,637 千円があり、2,656 千円（15.7%）増加し、19,541 千円となりました。

当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べて 61,625 千円（156.4%）増加し、101,035 千円となりました。これは主に流動負債の前受金の増加 55,000 千円等があったことによるものです。

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べて 425,671 千円（19.3%）減少し、1,783,876 千円となりました。これは 2025 年 5 月に実施した減資による資本金の減少 67,175 千円、その他資本剰余金の増加 67,175 千円並びに、利益剰余金の減少 425,671 千円があったことによるものです。

これらの結果、自己資本比率は、前事業年度末の 98.2%から 3.6 ポイント下落し、94.6%となりました。

当事業年度中間会計期末日（2026 年 6 月 30 日）の総資産は、前事業年度末に比べて 365,626 千円（19.4%）減少し、1,519,286 千円となりました。

流動資産は現金及び預金の減少 394,908 千円などにより 367,752 千円（19.7%）減少し、1,497,619 千円となりました。

固定資産は、長期前払費用の増加 2,125 千円などにより、前事業年度末に比べて 2,125 千円（10.9%）増加し、21,667 千円となりました。

当事業年度中間会計期末日の負債は、前事業年度末に比べて 20,990 千円（20.8%）増加し、122,026 千円となりました。これは流動負債にて前受金の減少 8,250 千円、未払金の減少 3,684 千円等があったものの、固定負債にて資産除去債務の増加 31,026 千円があったことによるものです。

当事業年度中間会計期末日の純資産は、前事業年度末に比べて 386,617 千円（21.7%）減少し、1,397,259 千円となりました。

これは中間純損失による利益剰余金の減少 386,617 千円があったことによるものです。

これらの結果、自己資本比率は、前事業年度末の 94.6%から 2.6 ポイント低下し、92.0%となりました。

（キャッシュ・フローの状況について）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」と表記）の残高は、前事業年度末より 151,854 千円増加し 325,213 千円となりました。当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況は、以下の通りです。

- ・営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度の営業活動により支出した資金は 299,265 千円となりました。これは主に税引前当期純損失 421,946 千円、前受金の増加 55,000 千円、減損損失 31,318 千円等によるものです。

- ・投資活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度の投資活動により獲得した資金は 451,119 千円となりました。これは定期預金の払戻による収入 2,000,000 千円、定期預金の預入による支出 1,500,000 千円、有形固定資産の取得による支出 25,663 千円等によるものです。

- ・財務活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度は財務活動によるキャッシュ・フローは発生しませんでした。

当事業年度中間会計期末日における現金及び現金同等物（以下「資金」と表記）の残高は、前事業年度末より 105,091 千円増加し 430,305 千円となりました。

- ・営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間の営業活動により支出した資金は 282,144 千円となりました。これは主に税引前中間純損失 384,926 千円、減損損失 141,677 千円、前渡金の増加 10,732 千円によるものです。

- ・投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間の投資活動により獲得した資金は 387,236 千円となりました。これは主として定期預金の払戻し 1,000,000 千円、定期預金の預入 500,000 千円、有形固定資産の取得 106,137 千円によるものです。

- ・財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間の財務活動による資金の増減はありません。

● 経営戦略

当社は今後の中長期的な目標として、2030 年を目途に「スペシャリティファーマとしての地歩を確立すること」を目指しております。

スペシャリティファーマを目指す道のりの第一段階（創業から 2024 年 2 月の東京証券取引所グロース市場への上場まで）として、当社は創薬プラットフォーム ibVIS®を活用したプラットフォーム型ビジネスに注力し、東レ株式会社、塩野義製薬株式会社、ラクオリア創薬株式

会社、武田薬品工業株式会社のパートナー 4 社と mRNA 標的低分子創薬の共同創薬研究を実施し、その過程で得られた知見と実績が、プラットフォーム技術の向上と競合他社との差別化、ひいては収益基盤の確保につながっております。

スペシャリティファーマへの道のりの第二段階（2024 年 2 月から 2030 年ごろまで）として、AI 創薬プラットフォームを aibVIS に発展させて mRNA 標的低分子医薬品のプラットフォーム型ビジネスを拡大させつつ、2025 年より核酸医薬品を中心として自社独自のパイプラインも創出するパイプライン型ビジネスにより収益源を複数有する「ハイブリッド型ビジネス」に移行しております。ハイブリッド型ビジネスにより、製薬会社と取り組む共同創薬研究より収益を得るとともに、自社独自のパイプラインを保有して、その現在価値が織り込まれるよう情報開示を進め、株主価値の向上を目指します。

スペシャリティファーマへの道のりの最終段階（2030 年ごろ以降）として、プラットフォーム事業及びパイプライン創出とあわせて、製薬会社として必要な組織、機能、人材等を確保し、持続的な成長が期待できるスペシャリティファーマとしての態勢を整えます。

これらスペシャリティファーマを目指すプロセスを通じて、当社が中長期的に安定的かつ持続的な成長を実現することにより、株主価値を高めていきます。合わせて、当社の技術で創出された医薬品を社会に責任をもって届ける態勢を確保することにより、当社が掲げる理念の実現につながるものと考えております。

● 本件新株予約権の発行による調達資金の使途

当社では、スペシャリティファーマを目指すステップとして、パイプライン事業を開始し、プラットフォーム事業と同時に手掛けるハイブリッド型ビジネスを推し進めています。パイプライン事業では、当社独自開発の aibVIS プラットフォームを活かしながら、2025 年度以降に毎年 1 本ずつパイプライン創出に取り組んでおります。

2025 年度には、数千の候補のなかから、医薬品の将来価値、開発期間、開発コストを勘案して自社パイプラインの標的遺伝子として p53 を選定し、心臓血管手術後に惹起される急性腎不全の予防を対象とする核酸医薬品によるプロジェクトを開始しました。この研究は順調に進捗し、12 月には研究成果たる医薬品候補物質の特許出願に至りました。

2026 年度には、三菱ガス化学株式会社との核酸医薬品（アンチセンス核酸：ASO）に関する共同研究を通じて、lncRNA H19 が関与するがんを対象疾患として、lncRNA を標的とする医薬品候補物質を取得し、2026 年 7 月に特許申請を行うとともに、動物実験の実施に向けた準備を進める状況にあります。

2027 年度も、将来時点における高い価値が期待されるものを中心に、自社パイプライン創出に取り組む方針です。なお、2027 年度以降の自社パイプライン研究開発においては、すでに創出された複数のパイプラインが、非臨床試験や臨床試験などの開発段階に順次進捗していく想定です。

本新株予約権の発行による資金調達（以下“本資金調達”と表記）は、2027 年 1 月から 2029 年 12 月までの間に実施を予定している、複数の医薬品候補物質にかかる開発研究活動を円滑、着実に実施していくために必要となる研究開発費を先行して確実に確保することを目的としております。当社では最近時点の金融市場や国際情勢の動向より、当面は金利上昇傾向が続くとの認識にもとづき、この時期に今後 3 年程度の成長投資に必要な資金の調達を決定するとともに、この開発研究の着実な実行を通じて、当社は今後、この投資額を上回る収益を獲得

することを指すとともに、その実現により企業価値・株主価値を高めることにつなげたいと考えております。

なお、本資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期については、「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （２）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先である LCAO、MAP246 及び BEMAP に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先である LCAO、MAP246 及び BEMAP との間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 行使コミット条項（第5回新株予約権）

<コミット条項>

割当予定先は、第5回新株予約権の行使期間の末日までの期間（以下、「行使コミット期間」といいます。）内に、保有する本新株予約権の全てを行使するものとし、そのうち LCAO が保有する本新株予約権個、MAP246 が保有する本新株予約権個及び BEMAP が保有する本新株予約権個については 2026 年 10 月 30 日以降、101 計算対象日の期間内に行使するものとします。これにより、原則として本新株予約権は一定の期間内に一定数又は全て行使されることとなり、当社は比較的短期間で資金調達を実現することが可能となります。

<コミット条項の消滅>

行使コミット期間の終了日より前に当社による本新株予約権の全部又は一部の取得日が到来した場合又は行使コミット期間中に以下に該当する取引日が合計で 10 取引日以上となった場合には、割当予定先は本新株予約権の行使を行う義務を免除されます（但し、割当予定先は、本新株予約権の行使を行う義務を免除された後も、制限超過行使に反しない限度で、自らの判断により残存する本新株予約権を行使することができます。）。

「計算対象日」とは、以下のいずれかに該当する日を除く取引日をいいます。

- (i) 東京証券取引所における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回っている場合
- (ii) 東京証券取引所における当社普通株式の売買出来高が 5,000 株未満となった場合
- (iii) 当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構、若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当予定先が合理的に判断した場合
- (iv) 災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合
- (v) 当社が定めた行使停止期間に含まれる場合（但し、当該行使停止期間に係る行使停止要請通知が撤回された場合、行使停止要請撤回通知に記載された失効日以降の日を除きます。）

② 当社からの行使停止要請

当社は、本新株予約権の行使期間中、随時、合計 4 回まで、割当予定先に対して本新株予約権の行使の停止を要請する期間（以下、「行使停止期間」といいます。）を定めることができます。当社は、割当予定先に対し、当該期間の初日の 5 取引日前の日までに行使停止期間を書

面で通知することにより、行使停止期間を設定することができます（以下、かかる通知を「行使停止要請通知」といいます。）。1回の行使停止期間は10連続取引日以下とし、各行使停止期間の間は少なくとも5取引日空けるものとします。また、当社は、割当予定先に対して別途通知することにより、設定した行使停止期間を短縮することができます。但し、本新株予約権の取得事由が生じた場合には、それ以後取得日までの間は行使停止期間を設定することができず、かつ、かかる通知又は公告の時点で設定されていた行使停止期間は、当該通知又は公告がなされた時点で直ちに終了します。行使停止期間において本新株予約権の行使停止の対象となる新株予約権は、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部とします。このように当社が行使停止期間を設定することにより、本新株予約権の行使の数量及び時期を当社が一定程度コントロールすることができるため、資金需要や市場環境等を勘案しつつ、当社の裁量で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、割当予定先に対して書面で通知することにより、行使停止要請通知を撤回することができます。

当社が割当予定先に対して行使停止要請通知を行った場合又は行使停止要請通知を撤回する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

③ 制限超過行使の禁止

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

④ 本新株予約権の買戻

本新株予約権の買戻は、割当予定先との協議を行った結果、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当先から買い取ります。

さらに当社は、本新株予約権のうち第6回から第9回新株予約権について、割当予定先であるLCAO、MAP246及びBEMAPとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 当社からの行使停止要請

第5回新株予約権の買取契約と同様の内容を定めます。

② 制限超過行使の禁止

第5回新株予約権の買取契約と同様の内容を定めます。

③ 新株予約権の買戻

第5回新株予約権の買取契約と同様の内容を定めます。

（2）資金調達方法の選択理由

本新株予約権のうち第5回新株予約権（対象株式数 3,000,000 株）には行使コミット条項が付されており、原則として権利行使期間内にその全数が行使されますが、当社の判断によって権利行使の停止期間を指定することが可能です。

本新株予約権のうち第6回から第9回新株予約権（対象株式数の合計 600,000 株）は、後述する「ターゲット・イシュー・プログラム（TIP）」と呼ばれる手法であり、今後の株価上昇を見込んで足元の株価水準よりも高い行使価額が設定されているため、当社が行使価額の修正選択権を行使しない限り、原則として将来の株価上昇局面でのみ行使されることになります。

また、本新株予約権は全ての回号について当社のコール・オプションが付されており、資金調達計画に変更を生じた場合や、より有利な資金調達手段が利用可能となった際には、コール・オプションを行使することによって本新株予約権を取得し、希薄化の進行を抑制することができます。

このように本新株予約権を用いた資金調達スキームにおいては、行使コミット条項付きの第5回新株予約権による確実性の高い資金調達と、将来の株価上昇を織り込んだ TIP（第6回から第9回新株予約権）による追加的な資金調達を組み合わせた構造となっております。

ここで当社が有している①権利行使停止請求権、②行使価額修正選択権および③コール・オプションという3種類のオプションを適時適切に行行使することにより、短期的な資金需要を充足しつつ権利行使に伴う希薄化の進行を一定程度コントロールし、中長期的な株価上昇を見込んだ機動的なファイナンスを実現することが期待できます。

このような設計は、当社における目下の資金需要および現在当社が置かれている資金調達環境に照らして最適なスキームであると考えられたことから、本新株予約権の発行による資金調達を実施することとしました。

（ターゲット・イシュー・プログラムについて）

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を複数パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。今回のスキームでは、将来の株価上昇を見越し、4パターンの行使価額によって段階的に新株式を発行することを期待して設定したものです。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、当社株価がターゲット価格を下回る状況においても本新株予約権が行使される可能性を高めるため、いずれの回号の新株予約権についても、当社取締役会が必要と判断し決議した場合には、行使価額の修正を選択することができる設計となっています。行使価額の修正選択権が行使された場合、行使価額は、各行使請求の効力発生日において、直前の金曜日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%相当額に修正される仕組みとしました。但し、いずれの場合においても修正後の行使価額が下限行使価額である213円を下回ることはありません。

上記の行使価額が修正されうる仕組みにより、当社株価が低迷し本新株予約権の行使が進まないリスクを低減することができます。また、当社株価がターゲット価格である当初の行使価額を大きく上回って推移する状況においては、行使価額が上方修正されることにより、資金調達の額が増加する可能性があります。第5回新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。

す。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、本新株予約権については、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社が割当予定先に対して本新株予約権を行使することができない期間を指定することができるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること、本新株予約権行使時の行使価額は、行使請求がなされえる都度、行使価額が前週の最終取引日における終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される設計となっていること、下限行使価額が発行決議日前取引日の終値の50%以上に相当する金額に設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものとなっております。

上記の点を総合的に勘案し、行使価額修正条項を付した新株予約権及び、行使価額を固定した新株予約権を組み合わせる方法による資金調達方法が、当社の資金需要を満たす手法として適切であると判断いたしました。

(3) 本スキームの特徴

当社では、本スキームには、下記のメリット及びデメリットがあると分析しております。

<メリット>

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社普通株式数は3,600,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、本新株予約権の下限行使価額を213円（但し、本新株予約権の下限行使価額については、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されるものとします。）に設定することにより、経済的な意味における希薄化についても一定限度を超えて発生しない設計となっております。

② 新株予約権による確実性の高い資金調達

全部行使コミットの効果として、第5回新株予約権（対象となる普通株式数3,000,000株）は、原則として2029年10月29日までに全部行使されます。

③ 時期に応じた資金調達

第5回新株予約権については、全部行使コミットに加え、合計500,000株分の中間行使コミット（原則として2027年3月31日までに行使）が同時に設定されており、全部行使コミットによる全体を通じた資金調達と、中間行使コミットによる段階的かつタイムリーな資金調達を両立することができます。

④ 当社による行使停止要請

本新株予約権はいずれの回号についても、当社の判断により行使停止期間を設定することが可能な設計となっています。当社が行使停止期間を設定することにより、本新株予約権の行使の数量及び時期を当社が一定程度コントロールすることができるため、資金需要や市場環境等を勘案しつつ、当社の裁量で株価への影響を抑えることが可能となります。

⑤ 株価上昇時の調達額の増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑥ 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している 3,600,000 株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑦ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の書面による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑧ 新株予約権の取得条項（コール・オプション）

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

<デメリット>

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使が実行されて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金手取額の減少あるいは資金調達が実行されない可能性があること

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の前営業日の株価を下回り推移する状況では、当初の行使価額に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額を継続的に下回る環境下では、行使コミットは消滅することとされているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

③ 割当予定先による当社普通株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があること

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界があること

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 希薄化が発生すること

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計 3,600,000 株（議決権数 36,000 個）であり、2026 年 10 月 13 日現在の当社発行済株式総数 6,487,114 株及び議決権数 64,828 個を分母とする希薄化率は 55.49%（議決権ベースの希薄化率は 55.53%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、本新株予約権は原則として 3 年間にわたって段階的に行使される予定であり、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。

（４）他の資金調達方法との比較

① 新株式発行による増資

（a）公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（b）株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（c）新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の 1 株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。なお、割当予定先によると、当社が必要とする額の資金を一度に新株式の引受けにより出資することは当社の業績動向に鑑みてリスクが高過ぎ、本新株予約権を段階的に行使することにより順次出資を行い、リスク状況に応じて適宜本新株予約権の行使により取得した株式を売却する形式での資本提供にしか応じられないとのことでした。

② 新株予約権付社債（MSCB 含む）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに転換がなされない場合、満期が到来する際には償還する必要があります。また MSCB の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

④ 借入・社債・劣後債による資金調達

現在当社は年間の運転資金の額を十分に上回る手元流動性（現預金残高）を有しており、借入による資金調達を行っておらず、今後も無借金経営を継続する方針です。

この方針を変更して銀行借入、社債又は劣後債による資金調達を行うことは、調達額が全額負債となり財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,785,801,000 円
うち 本新株予約権の払込金額の総額	2,801,000 円
うち 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,783,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	11,899,500 円
③ 差引手取概算額	1,773,901,500 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、信用調査費用、登記費用及び有価証券届出書作成費用の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された見込額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約 1,773 百万円と想定しており、調達する資金は、全額を 2027 年 1 月から 2029 年 12 月までの間に実施を予定している、自社パイプラインとして取りくんでいる創薬研究における、動物試験や医師主導臨床試験などを実施するための開発研究費に充当予定です（その開発研究の内容については 2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的 ●創薬プロジェクトの進捗状況 ③mRNA 標的核酸創薬プロジェクト（自社研究）をご参照ください）。

当社では 2025 年より毎年 1 本ずつの創出を目標に掲げ、自社パイプライン（自社独自の研究による新しい医薬品候補物質）の創出に取り組み、2025 年には「p53 遺伝子を標的とする、心臓血管手術後に惹起される急性腎不全の予防薬（モダリティは mRNA 標的核酸医薬品）」、2026 年には三菱瓦斯化学株式会社との共同研究を通じて「H19 遺伝子を標的とするがん治療薬（モダリティは lncRNA 標的核酸医薬品）」を新たな医薬品の候補物質として特定し、それぞれ物質特許を申請しております。これら自社開発案件のほか、東京慈恵会医科大学病院との共同研究を通じて「TDP-43 MP13 遺伝子を標的とする ALS 治療薬（モダリティは mRNA 標的核酸医薬品）」の特許も既に公開されております。2027 年度以降にも自社パイプライン創出に取り組みつつ、これら研究成果として得られた医薬品候補物質については、順次、創薬研究の次のステージ段階である「開発研究」に進めていく方針です。これら医薬品候補物質と並行して、当社では治療対象となる疾患臓器のみに特異的に医薬品を投与し、さらに回収する臓器還流用医療機器（ドラッグデリバリーシステム：商品名“Perfusio[®]”）を開発し、既に特許取得や商標登録を行っております。Perfusio[®]は、2027 年内の販売開始を目指し製造販売許可の取得準備中です。

当社が 2027 年以降に実施する開発研究においては、医薬品候補物質の効果や安全性を検証するための「動物試験」、さらに医薬品候補物質や Perfusio[®]を実際に人体に対して

使用してみて、その効果や安全性を評価する「医師主導臨床試験」の実施を計画しております。

当社では今後3年程度の経営方針として、これらの試験を通じて、医薬品候補物質及びPerfusio[®]を使用する治療法の有効性を示す試験結果を得たうえで、国内外の製薬会社へ導出（ライセンス・アウト）することにより、開発投資の果実として、開発研究に投じた額を上回るライセンス収入を得ることを目指します。具体的には、既に創出した「p53 遺伝子を標的とする、心臓血管手術後に惹起される急性腎不全の予防薬」、「H19 遺伝子を標的とするがん治療薬」、「TDP-43 MP13 遺伝子を標的とする ALS 治療薬」の3件に、2027年の創出を見込む新たな医薬品候補物質1件を合わせた合計4件の開発案件を対象として、2027年1月～2029年12月までの間に、上記の「動物試験」及び、Perfusio[®]の活用も視野に入れた「医師主導臨床試験」を実施することを計画するとともに、2029年ごろからライセンスアウトして収益を得ることを目指しております。この期間中の開発研究費は、実施予定の研究内容と当社が過去に支出した研究費用の実績等をもとにした概算で2027年度（2027年1月～12月）に125百万円、2028年度（2028年1月～12月）に1,200百万円、2029年度（2029年1月～12月）に1,150百万円、3年度合計で2,475百万円と想定しております。

当社では、本新株予約権の行使期間を、上記の「動物試験」や「医師主導臨床試験」の実施予定期間と同等の3年間に設定するとともに、本新株予約権の発行及び割当予定先による新株予約権の行使による調達する差引手取額概算1,773百万円の全額を、手元資金（自己資金）とあわせて、これらの開発研究にかかる費用に充当する予定です。また、調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

なお、本新株予約権の行使価額は修正又は調整され、これに伴って資金調達額が変動する可能性があります。また割当予定先は、本新株予約権の行使期間中に原則として全部の本新株予約権を行使することを確約（全部行使コミット）していますが、かかる全部行使コミットは、本新株予約権の発行日の翌取引日以降にコミット期間延長事由が5回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点にて想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。そのような場合には、研究開発の優先順位を精査するとともに、必要に応じて自己資金による充当や、国内外の製薬会社等との共同開発への転換などを検討する予定です。

5. 資金調達の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することは、当社の今後の持続的な成長を実現するために必要な成長分野への投資に該当するもので、この成長投資は、将来の事業収益や利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与すると見込んでおり、当社の既存株主の皆様においても、株主価値向上に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三、以下“赤坂国際会計”と表記）に依頼しました。

当社は、赤坂国際会計が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。

なお、赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、実務上、一般に公正妥当と認められる価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価（426円）、ボラティリティ（59.7%）、当社の予定配当額（0円/株）、無リスク利率（2.1%）、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社及び割当予定先の権利行使行動について一定の前提条件を設定し、試行回数 50,000 回のシミュレーションを実施した結果、第5回新株予約権の1個当たりの評価額を 85 円、第6回新株予約権の1個当たりの評価額を 52 円、第7回新株予約権の1個当たりの評価額を 39 円、第8回新株予約権の1個当たりの評価額を 35 円、第9回新株予約権の1個当たりの評価額を 34 円と算定しました。

当社は、赤坂国際会計による上記評価結果を参考に、割当予定先との協議を経て、第5回新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額である 85 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり 0.85 円）、第6回新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額である 52 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり 0.52 円）、第7回新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額である 39 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり 0.39 円）、第8回新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額である 35 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり 0.35 円）、第9回新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額である 34 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり 0.34 円）としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、発行決議日の直前取引日の終値と同額の 426 円としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前週の最終取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正されるものの、下限行使価額は発行決議日の直前取引日の終値の 50%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた 213 円を下回ることはありません。なお、下限行使価額を発行決議日の直前取引日の終値の 50%としたのは、かかる MS ワラントの過去の発行例の多くにおいて同様の水準が採用されていることに加え、割当予定先の権利行使に応じて資金調達が実現する本新株予約権の発行スキームに照らし、当社が必要とする資金調達の蓋然性を高めるために、割当予定先と協議し、決定したものであります。

以上のことから、新株予約権の行使価額は最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないこと、本新株予約権の発行価額の決定にあたって

は、赤坂国際会計がかかる行使価額を含む公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社の監査役会（3名全員が社外取締役）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計 3,600,000 株（議決権数 36,000 個）であり、2026 年 10 月 13 日現在の当社発行済株式総数 6,487,114 株及び議決権数 64,828 個を分母とする希薄化率は 55.49%（議決権ベースの希薄化率は 55.53%）に相当します。

当社は、本資金調達による希薄化率が大規模な第三者割当に相当する規模となる点を念頭に、本資金調達により得られる資金の充当による当社の事業に与える効果について検討しました。その結果として、株価への影響については、一度に大量の新株を発行するのではなく、新株予約権の行使に応じて徐々に発行済株式数が増加する手法を採用することにより、急激な株価インパクトを避けるよう配慮するとともに、本資金調達の目的及び理由にしたがって、当社の当社事業の成長基盤たる新しい医薬品の創薬研究に充当し、着実に動物試験や医師主導臨床試験などの研究活動を早期かつ着実に進捗させることにより、その研究成果をもとに当社の事業基盤の拡充・強化が促され、今後の将来時点に得られる収益の期待値が投資額より大きくなる可能性が高まります。今般の資金調達による希薄化を考慮しても、中長期的に見て、当社の企業価値及び株主価値の増大を通じて既存株主の方々に報いていくことは可能であるとの認識にもとづき、今般の希薄化の規模は合理的と考えられる範囲に納まるものと判断し、本資金調達の実行を決定しました。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 3,600,000 株に対し、東京証券取引所における当社株式の過去 6 か月における 1 日当たり平均出来高は 19,500 株であり、また各営業日にて毎日の取引が成立している状況より、一定の流動性を有しているものと判断しております。

さらに、経営者から一定程度独立した者として、社外取締役のなかから、財務、ファイナンスの知見を有する者として、社外取締役・独立役員の小南 欽一郎、社外監査役・独立役員の濱野 英二、社外監査役・独立役員の廣岡 穰の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見

を求め、下記「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」記載の意見書を 2026 年 10 月 13 日付で入手しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

<LCAO の概要>

(a)	名 称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	
(b)	所 在 地	P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	
(c)	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d)	組 成 目 的	投資	
(e)	組 成 日	2013 年 3 月 11 日	
(f)	出 資 の 総 額	約667百万米ドル（約104,402百万円）（2025年12月31日時点）（注） 1	
(g)	出資者・出資比率 ・出資者の概要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%	
(h)	業務執行組合員 の 概 要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
		所 在 地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
		代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
		事 業 内 容	投資運用業
		資 本 金	8,427,100 香港ドル（157 百万円）
(i)	国 内 代 理 人 の 概 要	名 称	該当事項はありません。
		所 在 地	
		代表者の役職・氏名	
		事 業 内 容	
		資 本 金	
(j)	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンド と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
		当社と業務執行組合 員 と の 間 の 関 係	
		当社と国内代理人 と の 間 の 関 係	

<MAP246 の概要>

(a) 名 称	MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC	
(b) 所 在 地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio)	
(d) 組 成 目 的	投資	
(e) 組 成 日	2019 年 8 月 1 日	
(f) 出 資 の 総 額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注) 2	
(g) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注) 2	
(h) 業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事 業 内 容	投資運用業
	資 本 金	8,427,100 香港ドル (157 百万円)
(i) 国内代理人の概要	名 称	該当事項はありません。
	所 在 地	
	代表者の役職・氏名	
(j) 上場会社と当該 ファンドとの間の 関 係	当社と当該ファンド と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員 と の 間 の 関 係	
	当社と国内代理人 と の 間 の 関 係	

<BEMAP の概要>

(a) 名 称	BEMAP Master Fund Ltd.	
(b) 所 在 地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資	
(e) 組 成 日	2017 年 1 月 25 日	
(f) 出 資 の 総 額	開示の同意を得られていないため、記載していません。(注) 2	
(g) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	開示の同意を得られていないため、記載していません。(注) 2	
(h) 業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事 業 内 容	投資運用業
	資 本 金	8,427,100 香港ドル（157 百万円）
(i) 国内代理人の概要	名 称	該当事項はありません。
	所 在 地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
(j) 上場会社と当該 ファンドとの間の 関 係	当社と当該ファンド との間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員 との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人 との間の関係	該当事項はありません。

● LCAM（LCAO, MAP246, BEMAP の業務執行組合員）と当社との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係		記載すべき人事関係はありません。
資金関係		記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引関係		記載すべき技術又は取引関係はありません。

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026 年 10 月 13 日現在におけるものです。

2. 割当予定先である MAP246 及び BEMAP の出資額、主たる出資者及びその出資比率については、LCAO、MAP246 及び BEMAP と一任契約を締結し、その運

用を行っている香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited (以下「LCAM」といいます。)の Investor Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である伊藤 治氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246 と LCAM 及び BEMAP との間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためとの説明を受けております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社の経営メンバーは、かねてより緑パートナーズ株式会社 代表取締役 江守永喜氏（緑パートナーズ株式会社は LCAM と顧客紹介契約を締結）と不定期に接触し、国内外の金融市場や業界動向に関する情報交換を行ってまいりました。当社では 2026 年 3 月頃より資金調達方法や時期等について社内検討を行なうこととなり、複数の金融機関や国内外の投資家と接触を開始、協議検討を進めるなか、江守氏より投資家の候補相手としての LCAM について紹介を受け、接触を開始しました。その後複数回にわたる打合せや協議検討を重ねるなか、LCAM より、LACM が一任勘定の下で運用を行っている LCAO、MAP246、BEMAP の投資ファンドをリスク資金の提供者とする、今般の資金調達手法にかかる具体的な提案があり、その提案内容とあわせて割当先としての妥当性について各種確認や検討を行いました。

<LCAO についての検討>

LCAO は、LCAM が一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、当社が必要とする調達金額に対応可能な資金力を有しております。LCAM からの提案の中で、LCAO は株式等への投資実績も豊富であり、当社の事業内容に対する理解やファンダメンタルズ分析に基づいた投資判断を行う姿勢が示されており、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断いたしました。

<MAP246 についての検討>

MAP246 は、LCAM が一任運用するケイマン籍の分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオの一つであり、柔軟な投資スタイルを特徴としています。MAP246 に関しても日本企業への投資経験があり、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、MAP246 は当社のファイナンス方針に沿った協調的な投資家であり、割当先として適切と判断いたしました。

<BEMAP についての検討>

BEMAP も LCAO 及び MAP246 と同様に、LCAM が一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、株式を含む複数アセットへの投資経験を有しています。BEMAP については、特に中長期的視点からの資本性資金の提供を重視しており、当社に対しても経営に関与しない純投資スタンスを明確にしていることから、安定的かつ友好的な株主として適切な割当先であると判断いたしました。

これら投資ファンド3社を割当予定先として選定するにあたり、当社とし下記の検討事項とあわせて、次項（3）に記載の保有方針及び行使制限措置の確認、（4）に記載の払込に要する

財産の存在についての確認、(6)に記載の割当予定先の実態確認等の結果もあわせて総合的な評価を行い、各々割当先として適切であるとの判断に至っております。

上記判断の前提として、当社が LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本共同代表者 伊藤 治氏と面談確認したところ、LCAM は、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、その運用資金の主体は世界的大手機関投資家を含む機関投資家からのものであること、本拠地の香港に加え、東京に拠点を持ち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であるとの説明を受けております。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を Long Corridor Global Asset Management の日本代表である伊藤 治氏から口頭にて確認しております。

また、当社と LCAO、MAP246 及び BEMAP は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に LCAO、MAP246 及び BEMAP が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

イ. LCAO、MAP246 及び BEMAP は、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(a) 当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等(以下「合併等」といいます。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間

(b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間

(c) 東京証券取引所において当社普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間

(d) 本新株予約権の行使価額が発行決議日の東京証券取引所の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合

ウ. LCAO、MAP246 及び BEMAP は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡

先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうち LCAO について、2025 年 12 月期の Ernst&Young による監査済の財務書類及び LCAO の保有財産の裏付けを確認する証憑として、プライム・ブローカーである Goldman Sachs が発行した 2026 年 9 月 1 日及び同年 9 月 2 日付の残高証明書を閲覧確認するとともに、LCAO より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。また当社は、LCAO の財務書類に記載されるキャッシュ・フロー上の入出金の金額及び LCAO が現在運用している資金の残高について、LCAO の 2025 年 12 月期の監査済財務書類のうちキャッシュ・フロー計算書にて、投資活動および財務活動による現金流入・流出の規模を確認し、その上で、当該キャッシュ・フローによりもたらされた期末時点の資金残高が、上記のとおり残高資料と整合する方法により、実態のある資金運用が行われている状況を確認しました。なお財務書類に記載された現預金の額を網羅する全プライム・ブローカーの残高サマリー資料は入手できませんでしたが、プライム・ブローカーである Goldman Sachs の作成した直近残高サマリー資料を確認する範囲で、今回の払込及び本新株予約権の行使に必要な資金を保有していることを確認しております。

割当予定先のうち MAP246 については、2025 年 12 月期の Grant Thornton による監査済の財務書類及び MAP246 の保有財産の裏付けを確認する証憑として、プライム・ブローカーである Goldman Sachs が発行した 2026 年 9 月 2 日付の残高証明書を閲覧確認するとともに、MAP246 より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。また当社は、MAP246 の財務書類に記載されるキャッシュ・フロー上の入出金の金額及び MAP246 が現在運用している資金の残高について、MAP246 の 2025 年 12 月期の監査済財務書類のうちキャッシュ・フロー計算書にて、投資活動および財務活動による現金流入・流出の規模を確認し、その上で、当該キャッシュ・フローによりもたらされた期末時点の資金残高が、上記のとおり残高資料と整合する方法により、実態のある資金運用が行われている状況を確認しました。なお財務書類に記載された現預金の額を網羅する全プライム・ブローカーの残高サマリー資料は入手できませんでしたが、プライム・ブローカーである Goldman Sachs の作成した直近残高サマリー資料を確認する範囲で、今回の払込及び本新株予約権の行使に必要な資金を保有していることを確認しております。

割当予定先のうち BEMAP については、直近期末時点の監査済財務書類を入手・確認できませんでしたが、その代替として、BEMAP の保有財産の裏付けを確認する証憑として、プライム・ブローカーである Goldman Sachs が発行した 2026 年 9 月 1 日及び同年 9 月 2 日付のカストディ口座に係る現金残高資料を閲覧し、今回の払込及び本新株予約権の行使に必

要な資金を保有していることを確認するとともに、BEMAP より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

これらの確認とあわせて、当社では LCAO、MAP246、BEMAP の各社より入手した上記残高証明書の日付以降、LCAO、MAP246、BEMAP の各社の保有資産に重大な変更がないことを LCAO、MAP246 及び BEMAP と一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家である LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である伊藤 治氏に確認しております。

以上の一連の確認を通じて、当社では本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、大株主である 当社代表取締役社長 中村 慎吾 氏は、その保有する当社普通株式の一部について LCAO、MAP246 及び BEMAP への貸株を行う予定です（契約期間：2026 年 10 月 30 日～2029 年 10 月 29 日、貸借株数（上限）：LCAO 370,000 株、MAP246 40,000 株、BEMAP 及び 90,000 株、貸借料：無償、担保：無し）。

割当予定先は、本新株予約権に関するヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、上記貸主との株式貸借取引に関する契約書にて定められる予定です。

(6) 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先から、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、各割当予定先の関係者、役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。また上記とは別に、各割当予定先を対象とする調査確認を、第三者信用調査機関であるリスクプロ株式会社（所在地：東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号 靖国九段南ビル 2 階、代表取締役：小板橋 仁）へ依頼しました。この調査確認においては、LCAM、LCAO、MAP246、BEMAP の 4 社について反社会的勢力、反市場勢力との関係有無、犯罪等収益の移転を扱っている事実の有無、その他コンプライアンスに反する行為等の有無につき確認するとともに、LCAM、LCAO、MAP246、BEMAP の 3 社への出資者及び出資者のディレクターについて、反社会的勢力、反市場勢力との関係有無、犯罪等収益の移転に関与している事実の有無、その他コンプライアンスに反する行為等の有無につき調査を行いました。割当予定先である 3 社に加えて LCAM は、LCAO、MAP246 及び BEMAP が保有する株券について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有していることから、今回の信用調査の対象に含めました。その調査確認の結果、LCAM、LCAO、MAP246、BEMAP の 4 社及び、LCAM、LCAO、MAP246、BEMAP の出資者及びディレクターについて、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している事実、反市場勢力との関係を有している事実、犯罪等収益の移転に関与している事実、その他コンプライアンスに反する事実のいずれも無い旨の調査報告を得ました。

さらに当社では、独自の調査として上記の調査確認に加えてインターネット検索による調査を行い、各割当予定先の株主及び出資者が反社会的勢力との繋がり、犯罪等収益を扱っている事実、その他コンプライアンスに反する行為等に関するニュース、ネット記事、風評がないことを確認しました。

当社は、これら一連の調査結果を総合して、各割当予定先は反社会的勢力との関わりがないものと判断いたしました。なお、その旨の「確認書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

8. 大株主及び持株比率

＜募集前の状況＞（2026年6月30日現在）

氏名または名称	持株比率(%)
中村 慎吾	21.58
三菱瓦斯化学株式会社	11.27
New Life Science 1号投資事業有限責任組合	8.57
三菱 UFJ ライフサイエンス 1号投資事業有限責任組合	7.90
IE ファスト&エクセレント投資事業有限責任組合	5.11
梨本 正之	4.59
源利株式会社	3.87
楽天証券株式会社	1.85
布目 秀樹	0.92
SBI 証券株式会社	0.89

- (注) 1. 持株比率は、2026年6月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であると聴取しております。そのため、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておられませんので、募集後の大株主の氏名又は名称及び持株比率の記載を省略しております。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の当社の財政状態や経営成績への影響

本第三者割当に伴い、総資産や自己資本が増加することを想定しておりますが、現時点にて2026年12月期の業績予想への影響は限定的なものにとどまると想定しております。

今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本資金調達による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

本第三者割当は、当社発行済株式総数に対して相当割合を占めることから「大規模な第三者割当」に該当いたします。当社取締役会においては、当該資金調達は株式数の即時の増加を伴わない新株予約権の発行によるものであり、迅速かつ確実に多額の資金を調達できる手段であること、また、当社が自社創薬研究（パイプライン）として取り組む、新たな医薬品候補物質の開発研究に必要な資金を、研究活動の比較的早期の段階で確保するうえで最も合理的な方法であることを確認しております。

さらに、当社取締役会では、既存株主への影響についても慎重に検討を行いました。本新株予約権の発行は即時の希薄化をもたらすものではない一方、将来的に行使が進むことにより既存株主の持株比率が徐々に低下する可能性があります。当社は、この点を十分に認識したうえで、本資金調達により得られる資金をもって成長分野への投資を実行し、将来の収益確保の可能性を高め、その実現に取り組むことは、中長期的に見て、当社の株主価値の向上につながるものと判断しております。したがって当社取締役会では、本第三者割当は既存株主の利益を不当に害するものではなく、合理的かつ相当な資金調達手段であるものと判断しております。

当社では、経営者から一定程度独立した者として、社外取締役・独立役員の小南 欽一郎、社外監査役・独立役員の濱野 英二、社外監査役・独立役員の廣岡 穰の3名によって構成される第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、意見書を2026年10月13日付で入手しております。本委員会の意見書の概要は以下の通りです。

【第三者委員会の意見書の概要】

意見書

株式会社 Veritas In Silico 御中

株式会社 Veritas In Silico 第三者委員会

<結論>

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

<結論に至る理由>

(1)資金調達の必要性

貴社は、AI創薬によってメッセンジャーRNA（mRNA）を標的とする各種医薬品の創出に取り組んでおり、独自開発のaibVISプラットフォームを活用したmRNA標的創薬を主事業としている。現在、製薬会社との共同創薬研究を通じたプラットフォーム型ビジネスに加え、自社でパイプラインを保有するパイプライン型ビジネスを展開し、両者を併せたハイブリッド型ビジネスへ移行している。

貴社は、2030年を目途にスペシャリティファーマとしての地歩を確立することを中長期目標として掲げており、その実現のためには、2025年度以降毎年1本ずつ自社パイプラインを創出し、順次非臨床試験及び臨床試験等の開発段階へ進捗させる方針である。

貴社によれば、2025 年度には急性腎不全の予防を対象とする核酸医薬品プロジェクトを開始し、同年 12 月には医薬品候補物質の特許出願に至っている。また、2026 年度には、三菱ガス化学株式会社との共同研究を通じ、lncRNA H19 が関与するがんを対象疾患とする医薬品候補物質を取得し、2026 年 7 月に特許申請を行い、動物実験の準備を進めている。さらに、2027 年度以降もパイプラインの研究開発を進める方針であり、今後実施する動物試験、医師主導臨床試験などの開発研究活動に必要な費用は、2027 年度初頭から 2029 年度末までに概算で 25 億円程度と想定している。

他方、今回の資金調達には約 1,773 百万円を予定し、その全額を 2027 年 1 月から 2029 年 12 月までの間に実施を予定している自社創薬（パイプライン）の動物試験や医師主導臨床試験にかかる研究開発費に充当する計画である。創薬事業の性質上、研究開発費は先行投資型であり、収益化まで相応の期間を要する一方、研究開発を中断なく進めるためには、まとまった資金を早期に、かつ安定的に確保する必要がある。

また、貴社によれば、最近時点の金融市場の動向を踏まえ、今後は金利上昇局面が続くとの予測のもと、必要資金を早めに確保することが貴社にとって有利であると判断されている。これらの事情に照らせば、貴社が今後の研究開発を円滑かつ着実に実施するために、新たな資金調達を行う必要性は高い。

したがって、貴社が自社パイプラインの研究開発を継続的に実施し、中長期的な企業価値向上を実現するために、本第三者割当により研究開発資金を調達する必要性は認められる。

(2) 資金使途の合理性

本第三者割当により調達する資金約 1,773 百万円は、全額を 2027 年 1 月から 2029 年 12 月までの間に実施を予定している自社創薬（パイプライン）の動物試験や医師主導臨床試験にかかる研究開発費に充当予定とされている。貴社は、2025 年度以降毎年 1 本ずつパイプライン創出に取り組む方針を採用し、既に複数の核酸医薬プロジェクトを進行させている。今後は創出済みパイプラインが順次開発段階に進む想定であり、研究開発費の増加は事業計画上合理的である。また、想定総額約 25 億円のうち、今回の資金調達額約 1,773 百万円を確保するという計画も、研究開発の継続性確保の観点から不合理とはいえない。

したがって、本第三者割当に係る資金使途は合理的であると認められる。

(3) 本第三者割当の相当性

①他の手法との比較

i 新株式発行による増資

(A) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、貴社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられる。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えられる。加えて、現時点での貴社の業績動向に照らした場合には、貴社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられる。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断される。

(B) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、実務的にどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難である。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断される。

(C) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性がある。また、現時点では適当な割当先を探すことになお時間を要する状況である旨を貴社から説明を受け、今回の資金調達方法として適当ではないと判断される。

ii 新株予約権付社債（MSCB 含む）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点があるものの、その代わりに転換が進まない場合には、満期到来時に償還資金を用意し、資金を返還する必要がある。また MSCB の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、今回の資金調達手段として適切ではないと判断される。

iii 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには貴社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、貴社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等から、今回の資金調達方法として適当ではないと判断される。ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、今回の資金調達手段として選択できない。

iv 借入・社債・劣後債による資金調達

現在貴社は年間の運転資金の額を十分に上回る手元流動性（現預金残高）を有しており、借入による資金調達を行っておらず、今後も無借金経営を継続する方針である旨、貴社から説明を受けた。

この方針を変更して銀行借入、社債又は劣後債による資金調達を行うことは、調達額が全額負債となり財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断される。

②割当予定先の相当性

本第三者割当の割当予定先である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下“LCAO”と表記）は、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited（以下“LCAM”と表記）が一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社である。また、MAP246 Segregated Portfolio（以下“MAP246”と表記）は、LCAM が一任運用するケイマン籍の分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオの一つである。さらに、BEMAP Master Fund Ltd.（以下“BEMAP”と表記）は、LCAM が一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、LCAM は、LCAO、MAP246 及び BEMAP が保有する株について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有している。

LCAO、MAP246 及び BEMAP を割当予定先として選定した経緯については、貴社はかねてより緑パートナーズ株式会社 代表取締役 江守永喜氏（緑パートナーズ株式会社は LCAM と顧客紹介契約を締結）と不定期に接触し、国内外の金融市場や業界動向に関する情報交換を行っていた。また、貴社では 2026 年 3 月頃より資金調達方法や時期等について社内検討を行なうこととなり、複数の金融機関や国内外の投資家と接触を開始、協議検討を進めるなか、江守氏より投資家としての LCAM について紹介を受け、接触を開始した。その後複数回にわた

る打合せや協議検討を重ねるなか、LCAM より、LCAM が一任勘定の下で運用を行っている LCAO、MAP246、BEMAP の投資ファンドをリスク資金の提供者とする、今般の資金調達手法にかかる具体的な提案があり、その提案の中で、LCAO、MAP246 及び BEMAP の 3 社は株式等への投資実績も豊富であり、貴社の事業内容に対する理解やファンダメンタルズ分析に基づいた投資判断を行う姿勢が示されており、また貴社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることが確認できたことから、割当先として適切と判断したとのことである。このような割当先の選定理由は合理的であると考えられる。

LCAO、MAP246 及び BEMAP の保有方針については、純投資を目的としており、本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する貴社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式については、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を LCAM の Investment Advisor である LCAM の日本代表である伊藤 治氏から確認しているとのことである。

また、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に LCAO、MAP246 及び BEMAP が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、貴社が当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下“制限超過行使”と表記)を行わせない内容を含む引受契約を締結する予定とのことである。そのため、LCAO、MAP246 及び BEMAP を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

各割当予定先が反社会的勢力に該当するか等については、貴社は各割当予定先から、反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認するとともに、また上記とは別に、各割当予定先を対象とする調査確認を、第三者信用調査機関であるリスクプロ株式会社(所在地：東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号 靖国九段南ビル 2 階、代表取締役：小坂 橋 仁)へ依頼し実施している。

その調査確認は、LCAM、LCAO、MAP246、BEMAP の 4 社について反社会的勢力、反市場勢力との関係有無、犯罪等収益の移転を扱っている事実の有無、その他コンプライアンスに反する行為等の有無につき確認するとともに、LCAM、LCAO、MAP246、BEMAP の 4 社への出資者及び出資者のディレクターについて、反社会的勢力、反市場勢力との関係有無、犯罪等収益の移転に関与している事実の有無、その他コンプライアンスに反する行為等の有無につき調査を行っている。なお割当予定先である 3 社に加えて LCAM は、LCAO、MAP246 及び BEMAP が保有する株券について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有していることから、今回の信用調査の対象に含めた旨の説明を貴社より受けている。

その調査確認の結果、LCAM、LCAO、MAP246、BEMAP の 4 社及び、LCAM、LCAO、MAP246、BEMAP の出資者及びディレクターについて、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している事実、反市場勢力との関係を有している事実、犯罪等収益の移転に関与している事実、その他コンプライアンスに反する事実のいずれも無い旨の調査報告を得ている。

さらに貴社では、独自の調査として上記の調査確認に加えてインターネット検索による調査を行い、各割当予定先の株主及び出資者が反社会的勢力との繋がり、犯罪等収益を扱っている事実、その他コンプライアンスに反する行為等に関するニュース、ネット記事、風評がないことを確認しており、貴社は、これら一連の調査結果を総合して、各割当予定先は反社会的勢力との関わりがないものと判断した旨、貴社より説明を受けた。

以上の状況より、LCAO、MAP246 及び BEMAP は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

③払込みの確実性

貴社は、割当予定先のうち LCAO について、2025 年 12 月期の Ernst&Young による監査済の財務書類及び LCAO の保有財産の裏付けを確認する証憑として、プライム・ブローカー

である Goldman Sachs が発行した 2026 年 9 月 2 日付の残高証明書を閲覧確認するとともに、LCAO より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領している。貴社は、LCAO の財務書類に記載されるキャッシュ・フロー上の入出金の金額及び LCAO が現在運用している資金の残高について、LCAO の 2025 年 12 月期の監査済財務書類のうちキャッシュ・フロー計算書にて、投資活動および財務活動による現金流入・流出の規模を確認し、その上で、当該キャッシュ・フローによりもたらされた期末時点の資金残高が、上記のとおり残高資料と整合する方法により、実態のある資金運用が行われている状況を確認している。なお財務書類に記載された現預金の額を網羅する全プライム・ブローカーの残高サマリー資料は入手できなかったものの、プライム・ブローカーである Goldman Sachs の作成した直近残高サマリー資料を確認する範囲で、今回の払込及び本新株予約権の行使に必要な資金を保有していることを確認している。

割当予定先のうち MAP246 については、2025 年 12 月期の Grant Thornton による監査済の財務書類及び MAP246 の保有財産の裏付けを確認する証憑として、プライム・ブローカーである Goldman Sachs が発行した 2026 年 9 月 2 日付の残高証明書を閲覧確認するとともに、MAP246 より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領している。また貴社は、MAP246 の財務書類に記載されるキャッシュ・フロー上の入出金の金額及び MAP246 が現在運用している資金の残高について、MAP246 の 2025 年 12 月期の監査済財務書類のうちキャッシュ・フロー計算書にて、投資活動および財務活動による現金流入・流出の規模を確認し、その上で、当該キャッシュ・フローによりもたらされた期末時点の資金残高が、上記のとおり残高資料と整合する方法により、実態のある資金運用が行われている状況を確認している。なお財務書類に記載された現預金の額を網羅する全プライム・ブローカーの残高サマリー資料は入手できなかったものの、プライム・ブローカーである Goldman Sachs の作成した直近残高サマリー資料を確認する範囲で、今回の払込及び本新株予約権の行使に必要な資金を保有していることを確認している。

割当予定先のうち BEMAP については、直近期末時点の監査済財務書類を入手・確認できなかったが、その代替として、BEMAP の保有財産の裏付けを確認する証憑として、プライム・ブローカーである Goldman Sachs が発行した 2026 年 9 月 1 日及び同年 9 月 2 日付のカストディ口座に係る現金残高資料を閲覧し、今回の払込及び本新株予約権の行使に必要な資金を保有していることを確認するとともに、BEMAP より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領している。

以上の確認とあわせて、貴社では LCAO、MAP246、BEMAP の各社より入手した上記残高証明書の日付以降、LCAO、MAP246、BEMAP の各社の保有資産に重大な変更がないことを LCAM の Investment Advisor である LCAM の日本代表である伊藤 治氏に確認している。

これら一連の確認手順を通じて各割当予定先から提出された資料及び、貴社が LCAM の日本代表である伊藤 治氏よりヒアリングにより確認した内容を総合的に見て、本第三者割当における払込及び、その後行われる本新株予約権の行使できる十分な資金を保有していることが確認されており、当該払込の確実性については問題ないものと認められる。

④発行条件の相当性

貴社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（所在地：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表取締役：山本顕三）（以下、“赤坂国際会計”と表記）に依頼し、評価基準日である 2026 年 10 月 9 日現在の市場環境等を考慮した新株予約権評価報告書を受領している。なお、貴社から事前に受けた説明により、赤坂国際会計と貴社との間には重要な利害関係はない旨を聴取している。

当委員会は、赤坂国際会計代表取締役 山本顕三氏より、今回の価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たり、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を行った上で、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権引受契約に定められた行使価額修正条項、中間行使コミット及び全部行使コミットその他の諸条件を適切に算定結果へ反映できる価格算定モデルとして、一般的なオプション評価方法であるモンテカルロ・シミュレーションを採用している旨を聴取している。

そのうえで貴社は、赤坂国際会計による評価結果を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額である、第5回新株予約権85円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.85円）、第6回新株予約権52円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.52円）、第7回新株予約権39円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.39円）、第8回新株予約権35円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.35円）、第9回新株予約権34円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.34円）と設定している。また、行使価額修正条項が付される第5回新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の直前取引日である2026年10月9日の東京証券取引所における貴社普通株式の普通取引の終値426円と同額に設定されており、その後の行使価額についても、修正日の属する週の前週の最終取引日の貴社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正される（ただし、修正後行使価額は、発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた213円を下回らないものとされる）。また、第6回の行使価額は600円、第7回の行使価額は800円、第8回の行使価額は1,000円、第9回の行使価額は1,250円と設定されている。

以上のとおり、本新株予約権の払込金額は、独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権引受契約に定められた諸条件並びに貴社普通株式の株価、株価変動性、予定配当率、無リスク金利及び貴社普通株式の流動性等の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事項を考慮し、実務上、一般に公正妥当と認められるオプション評価方法であるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定した評価額と同額に決定されている。このため、貴社では本新株予約権の払込金額は合理的な公正価格で設定されており、本新株予約権の発行は特に有利な条件による発行には該当せず、その発行条件は適正かつ妥当に設定されているものと判断される。

以上の状況を総合的に見て、本新株予約権の発行条件及び、行使条件は適正かつ妥当に設定されているものと認められる。

(4) 希薄化について

本新株予約権が全て行使された場合に交付される貴社普通株式の数は合計で3,600,000株（議決権数36,000個）であり、2026年10月13日現在の発行済株式総数6,487,114株に対して希薄化率55.49%、同日現在の総議決権数64,828個に対して55.53%の希薄化が生じる。新たに発行される株式にかかる議決権数が総株主の議決権数の25%超となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当する。

貴社は、本資金調達による希薄化率が大規模な第三者割当に相当する規模となる点を念頭に、本資金調達により得られる資金の充当による貴社の事業に与える効果について検討を行ない、その結果として、本資金調達の目的及び理由にしたがって、貴社事業の成長基盤たる新しい医薬品の創薬研究に充当し、着実に動物試験や医師主導臨床試験などの研究活動を早期かつ着実に進捗させることにより、その研究成果をもとに貴社の事業基盤の拡充・強化が促され、今後の将来時点に得られる収益の期待値が投資額より大きくなる可能性が高まるとの考え方とともに、今般の資金調達による希薄化を考慮しても、中長期的に見て、貴社の企業価値及び株主価値の増大を通じて既存株主の方々に報いていくことは可能であるとの認識にもとづき、今般の希薄化の規模は合理的と考えられる範囲に納まると判断し本資金調達の実施を計画した旨の説明を貴社より受けた。

以上の状況を総合的に見て、本新株予約権の発行による希薄化は、合理的な範囲に納まっており、やむを得ないものと認められる。

(5) 結語

以上の各検討事項について、貴社より提供された資料や説明をもとに、当委員会が慎重に検討した結果、総合的に見て、本第三者割当による資金調達は、必要性及び相当性いずれも認められる。

以上

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単体）

	第8期 2023年12月期	第9期 2024年12月期	第10期 2025年12月期
事業収益（千円）	360,356	194,643	91,140
営業利益又は損失（△）（千円）	37,623	△ 212,851	△ 396,748
経常利益又は損失（△）（千円）	35,898	△ 233,562	△ 390,628
当期純利益又は損失（△）（千円）	33,048	△ 236,442	△ 425,671
1株当たり当期純利益又は 当期純損失（△）（円）	6.01	△ 37.11	△ 66.62
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	286.41	340.61	274.99

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年10月13日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,487,114株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	374,256株	5.77%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—

（注）「現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数」の欄には、当社が過去に発行した第1回～第4回新株予約権の2026年10月13日時点での未行使残高の目的となる株数を表示しております。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

（単位：円）

決算年月	第9期 2024年12月期	第10期 2025年12月期
始 値	2,001	957
高 値	3,175	957
安 値	637	428
終 値	882	480

（注）当社株式は、2024年2月8日に東京証券取引所グロース市場に上場しております。そのため2023年12月期の状況については記載を省略しております。

② 最近 6 か月間の状況

(単位：円)

	2026 年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
始 値	459	424	436	411	447	439
高 値	478	436	443	477	448	441
安 値	390	399	396	398	411	420
終 値	416	431	406	446	438	426

(注) 2026 年 10 月の状況は、2026 年 10 月 1 日～10 月 9 日の株価推移を表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026 年 10 月 9 日
始 値	429 円
高 値	429 円
安 値	420 円
終 値	426 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

2024 年 1 月 5 日付取締役会決議にもとづき実施した公募増資による調達資金（払込金額 860,999 千円、上場関連費用 12,820 千円、差引手取額 848,179 千円）は、2024 年 2 月から 2026 年 8 月までの間に以下の通り、全額を充当いたしました。

<2024 年 1 月 5 日付取締役会決議にもとづき実施した公募新株発行>

払込期日	2024 年 2 月 7 日
調達資金の額	848,179 千円
発行価額	1 株につき 1,000 円
募集時における発行済株式数	5,501,314 株
当該募集における発行済株式数	800,000 株
募集後における発行済株式数	6,301,314 株

(当初の資金使途、支出充當時期)

(金額：千円)

	金 額	支出予定時期
研究開発費	390,000	2024 年 2 月～2026 年 12 月
設備投資資金	40,000	2024 年 2 月～2024 年 12 月
運転資金	418,179	2024 年 2 月～2026 年 12 月
合 計	848,179	

(現時点における充当状況)

(金額：千円)

	充当額	支出時期
研究開発費	191,980	2024 年 2 月～2026 年 8 月
設備投資資金	116,352	2024 年 2 月～2026 年 8 月
運転資金	539,847	2024 年 2 月～2026 年 8 月
合 計	848,179	

- 注 1. 設備投資資金は、2026 年 4 月に新川崎研究所の施設や機能を移転拡充させて川崎研究所を開設する際の資金として約 76 百万円を、研究開発費に充当予定であった資金より振り替えて充当しております。
2. 運転資金の充当額のうち、研究員・事業開発人員の増員や、役員及び従業員の昇給などの人材投資の資金として約 124 百万円を支出しており、研究開発費に充当予定であった資金より振り替えて充当しております。

■ 別紙について

本資料の別紙として、第 5 回から第 9 回新株予約権の発行要項を添付します。

- <別紙 1> 株式会社 Veritas In Silico 第 5 回新株予約権発行要項
- <別紙 2> 株式会社 Veritas In Silico 第 6 回新株予約権発行要項
- <別紙 3> 株式会社 Veritas In Silico 第 7 回新株予約権発行要項
- <別紙 4> 株式会社 Veritas In Silico 第 8 回新株予約権発行要項
- <別紙 5> 株式会社 Veritas In Silico 第 9 回新株予約権発行要項

■ ご参考

本件新株予約権発行の内容や趣旨を投資者の皆さまに正しくご理解頂くことを目的として、『資金調達に関する補足説明資料』を公表しております。本資料とあわせてご覧ください。

【お問合せ先】

- Veritas In Silico ウェブサイト お問い合わせフォーム：<https://www.veritasinsilico.com/contact/>

株式会社 Veritas In Silico
第 5 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社 Veritas In Silico 第 5 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 2,550,000 円
3. 申 込 期 日
2026 年 10 月 29 日
4. 割当日及び払込期日
2026 年 10 月 29 日
5. 募 集 の 方 法
第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	22,200 個
MAP246 Segregated Portfolio	2,400 個
BEMAP Master Fund Ltd.	5,400 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
30,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり金 85 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり金 0.85 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初426円とする。但し、行使価額は、第10項及び第11項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

2026年10月30日以降、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整される。なお、「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう（別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。）。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が213円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、2026年10

月 13 日の取締役会決議に基づく株式会社 Veritas In Silico 第 6 回新株予約権、株式会社 Veritas In Silico 第 7 回新株予約権、株式会社 Veritas In Silico 第 8 回新株予約権及び株式会社 Veritas In Silico 第 9 回新株予約権、並びに当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- 2026年10月30日から2029年10月29日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
15. 組織再編行為による新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
- 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
- 再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第21項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金85円とした。

21. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 広尾支店

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上

株式会社 Veritas In Silico
第 6 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社 Veritas In Silico 第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 104,000 円

3. 申 込 期 日

2026 年 10 月 29 日

4. 割当日及び払込期日

2026 年 10 月 29 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	1,480 個
MAP246 Segregated Portfolio	160 個
BEMAP Master Fund Ltd.	360 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 200,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

- (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 52 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり金 0.52 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初600円【注：発行体が指定する価格】とする。但し、行使価額は第10項及び第11項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日（なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目以降第12項に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「算定基準日」という。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、213円【注：発行決議日の直前取引日の終値426円×50%】とする。なお、下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を

含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合(但し、2026年10月13日の取締役会決議に基づく株式会社Veritas In Silico第5回新株予約権、株式会社Veritas In Silico第7回新株予約権、株式会社Veritas In Silico第8回新株予約権及び株式会社Veritas In Silico第9回新株予約権、並びに当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- 2026年10月30日から2029年10月29日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
 - ② 第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
15. 組織再編行為による新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第21項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金52円とした。

21. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 広尾支店

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上

株式会社 Veritas In Silico
第7回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社 Veritas In Silico 第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 78,000 円

3. 申 込 期 日

2026 年 10 月 29 日

4. 割当日及び払込期日

2026 年 10 月 29 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	1,480 個
MAP246 Segregated Portfolio	160 個
BEMAP Master Fund Ltd.	360 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 200,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 39 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり金 0.39 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初800円とする。但し、行使価額は第10項及び第11項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日（なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目以降第12項に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「算定基準日」という。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、213円とする。なお、下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付

社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、2026年10月13日の取締役会決議に基づく株式会社Veritas In Silico第5回新株予約権、株式会社Veritas In Silico第6回新株予約権、株式会社Veritas In Silico第8回新株予約権及び株式会社Veritas In Silico第9回新株予約権、並びに当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- 2026年10月30日から2029年10月29日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
15. 組織再編行為による新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
- 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
- 再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第21項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金39円とした。

21. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 広尾支店

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上

株式会社 Veritas In Silico
第 8 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社 Veritas In Silico 第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 35,000 円

3. 申 込 期 日

2026 年 10 月 29 日

4. 割当日及び払込期日

2026 年 10 月 29 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	740 個
MAP246 Segregated Portfolio	80 個
BEMAP Master Fund Ltd.	180 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 100,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

- (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 35 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり金 0.35 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,000円とする。但し、行使価額は第10項及び第11項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日（なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目以降第12項に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「算定基準日」という。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、213円とする。なお、下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付

社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、2026年10月13日の取締役会決議に基づく株式会社Veritas In Silico第5回新株予約権、株式会社Veritas In Silico第6回新株予約権、株式会社Veritas In Silico第7回新株予約権及び株式会社Veritas In Silico第9回新株予約権、並びに当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- 2026年10月30日から2029年10月29日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
15. 組織再編行為による新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
- 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
- 再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第21項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金35円とした。

21. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 広尾支店

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上

株式会社 Veritas In Silico
第 9 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社 Veritas In Silico 第 9 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 34,000 円

3. 申 込 期 日

2026 年 10 月 29 日

4. 割当日及び払込期日

2026 年 10 月 29 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	740 個
MAP246 Segregated Portfolio	80 個
BEMAP Master Fund Ltd.	180 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 100,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

- (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 34 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり金 0.34 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,250円とする。但し、行使価額は第10項及び第11項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日（なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目以降第12項に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「算定基準日」という。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、213円とする。なお、下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付

社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、2026年10月13日の取締役会決議に基づく株式会社Veritas In Silico第5回新株予約権、株式会社Veritas In Silico第6回新株予約権、株式会社Veritas In Silico第7回新株予約権及び株式会社Veritas In Silico第8回新株予約権、並びに当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- 2026年10月30日から2029年10月29日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
15. 組織再編行為による新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
- 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
- 再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第21項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金34円とした。

21. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 広尾支店

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上